

# 大規模地震等に対する防災対策のより一層の充実

## (首都直下地震等に対応した支援物資物流システム①)

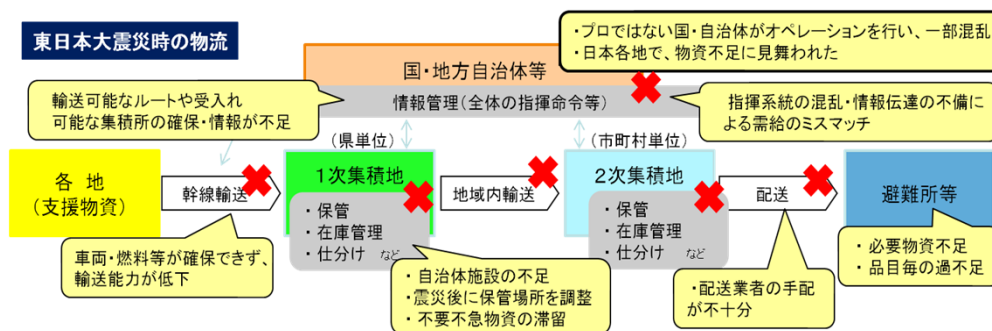
- 先の東日本大震災の被災地では、被災自治体の機能低下や自治体職員の物流ノウハウの不足等から、国内外から送られた支援物資が物資集積拠点に滞留し、被災者に対する円滑な物資の供給ができない等の問題が生じました。
- 国土交通省関東運輸局では、物流事業を所管する立場から、平成23年度に有識者、国土交通省、地方自治体、物流事業者団体等からなる「首都直下地震等を想定した民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」を設置。さらに、平成24年9月6日からは、多様な関係者間による連携が必要との認識から、内閣府・経済産業省・農林水産省も含めた新たな枠組みのもと、「首都直下地震等に対応した支援物資物流システムの構築に関する協議会」を立ち上げ、支援物資物流全体の円滑化・最適化を実現するための検討を行いました。

### 首都直下地震等に対応した支援物資物流システムの構築に関する協議会

□協議会委員【座長:矢野 裕児 流通経済大学流通情報学部 教授】  
有識者、関係自治体(都県・政令市)、物流事業者団体  
内閣府、経済産業省、農業水産省、国土交通省 等

#### □開催経緯

平成24年 9月 6日 第1回協議会  
平成24年11月 9日 第2回協議会  
平成25年 2月 5日 第3回協議会  
平成25年 3月12日 第4回協議会



### 主な検討項目

- 首都直下地震の被害想定等も踏まえながら、支援物資の物量について一定の推計を行う等して、支援物資物流に必要な物資集積拠点の規模を算出
- モデル地区(品川区・川崎市・市川市)を設定し、末端の避難所までの物流に関するシミュレーションを実施。

# 大規模地震等に対する防災対策のより一層の充実

## (首都直下地震等に対応した支援物資物流システム②)

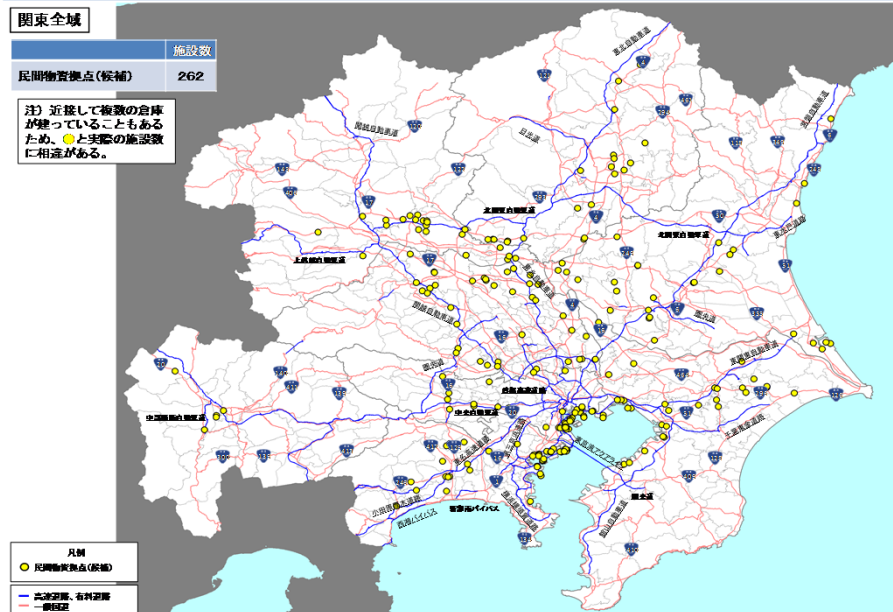
### 支援物資物流システム基本方針

「組織体制」・「物資集積拠点」・「輸送」・「物資調整」の4つを基本方針とした支援物資物流システムをとりまとめ、自治体における支援物資物流に関する体制づくりや、地域防災計画等の改訂を行う際の指針として活用できるように策定しました。

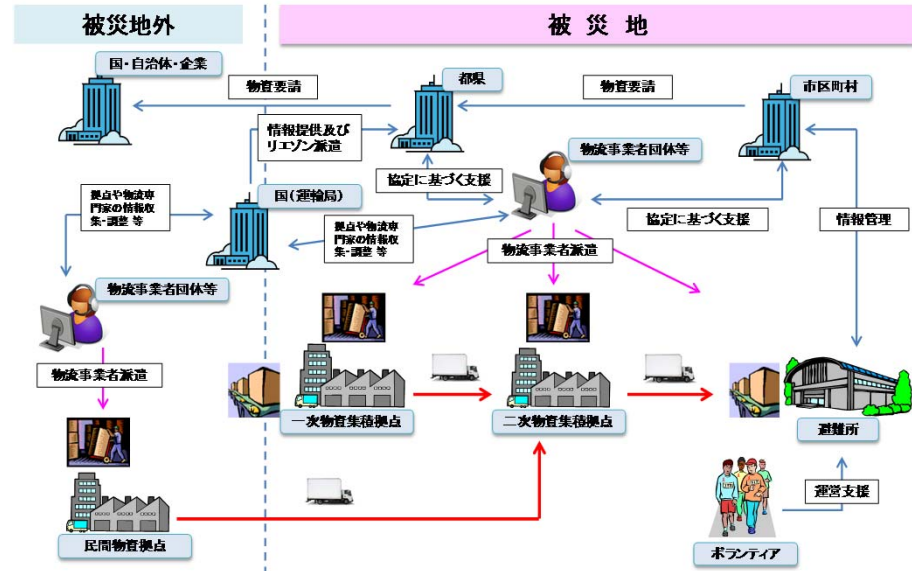
#### 基本方針

- ◎組織体制のあり方と役割分担
- ◎物資集積拠点の確保と運用
- ◎輸送手段の確保と運用
- ◎物資調整に必要な情報管理

#### 民間物資拠点の位置



### 避難所までを想定した支援物資物流システム



### 民間物資拠点のリストアップの状況

地域防災計画で定める広域物資拠点（一次物資集積拠点）を補完するため、物流事業者の倉庫、トラックターミナルの施設を災害時において利用可能な民間物資拠点として、262施設をリストアップしました。

#### 都県別施設数

都県名	施設数
茨城県	31
栃木県	23
群馬県	24
埼玉県	40
千葉県	32
東京都	46
神奈川県	61
山梨県	5
合計	262

今後、本システムで示された実行力のある体制づくりを確保するため、国、自治体、物流事業者団体等の連絡会等の実施、災害時協力協定の締結の促進、自治体職員等の物流に関する知識等のスキルアップの支援、支援物資物流システムの実証訓練の実施等に取り組んでいく。